

事前データにおいて試験車両と仕様違い車両の利用を認める運用【案】

【1. 現状】

- 自動車アセスメントにおいては、独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則（以下「実施細則」という。）に基づき、以下2つの用途を想定し、自動車製作者等は、ナスバに対して「事前データ」を提出できることになっている（実施細則第27条）。
 - 自動車アセスメント試験結果に対して異議申し立てを行う場合（実施細則第21条）
 - 試験回数が「車速毎に原則1回」となっている衝突被害軽減制動装置性能試験において、本試験の結果と事前データに乖離があったときに、試験回数を「車速毎に計3回」にしようとする場合（衝突被害軽減制動装置性能試験方法6. 及び付表3）。
- 事前データは、「試験車両と同型車」（全く同一仕様の車両）で試験されたものを要件としている（実施細則第27条）。
- なお、事前データの用途は上記に限っており、自動車アセスメントの試験及び評価に直接用いられないことはない。

参照条文：

- 独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則（抜粋）
 - ・実施細則第21条（異議申し立ての範囲）

自動車製作者等は、試験を実施する前に試験方法に基づき実施された社内試験の結果（以下、「事前データ」という。）を機関に提出していた場合に限り、事前データの結果を基に次のいずれかの事由に該当する場合には異議申し立てを行うことができる。（以下省略）
 - ・実施細則第27条（事前データの提出）

自動車製作者等は、第7章の異議申し立てを行うかどうかに関わらず、試験車両と同型車（オプション装置の装備についても、試験車両と同様のものに限る。）の事前データ及び関連データ等を提出することができる。ただし、機関が規定する試験方法で実施されている場合に限る。
- 衝突被害軽減制動装置【対歩行者：昼間】性能試験方法、他
 - 6. 試験方法
 - 6.1.(6) 試験回数：試験回数は各試験車速毎に1回とする。ただし、自動車製作者等から事前データが提出されていた場合、本試験の速度低減量が事前データの速度低減量中央値に対して5km/h以上乖離していたときに限り試験を3回実施する。
 - 付表3（自動車等アセスメント情報提供事業実施細則で定める事前データ用）

※アセスメント試験車両と同型車（オプション装置の装備についても、試験車両と同様のものに限る）を機関が規定する試験方法で実施した試験結果以外は提出できないものとする。

【2. 現行の取扱いに対して業界から頂いている意見】

- 「選定車両が決定してから事前データを取る必要があり、スケジュール的に厳しい。」
- 「試験車製造台数は限られており、事前に予測して、オプションまで含めて選定車両と全く同じ型式の車両を用意することは難しい。」

【3. 上記意見に対するナスバの対応案】

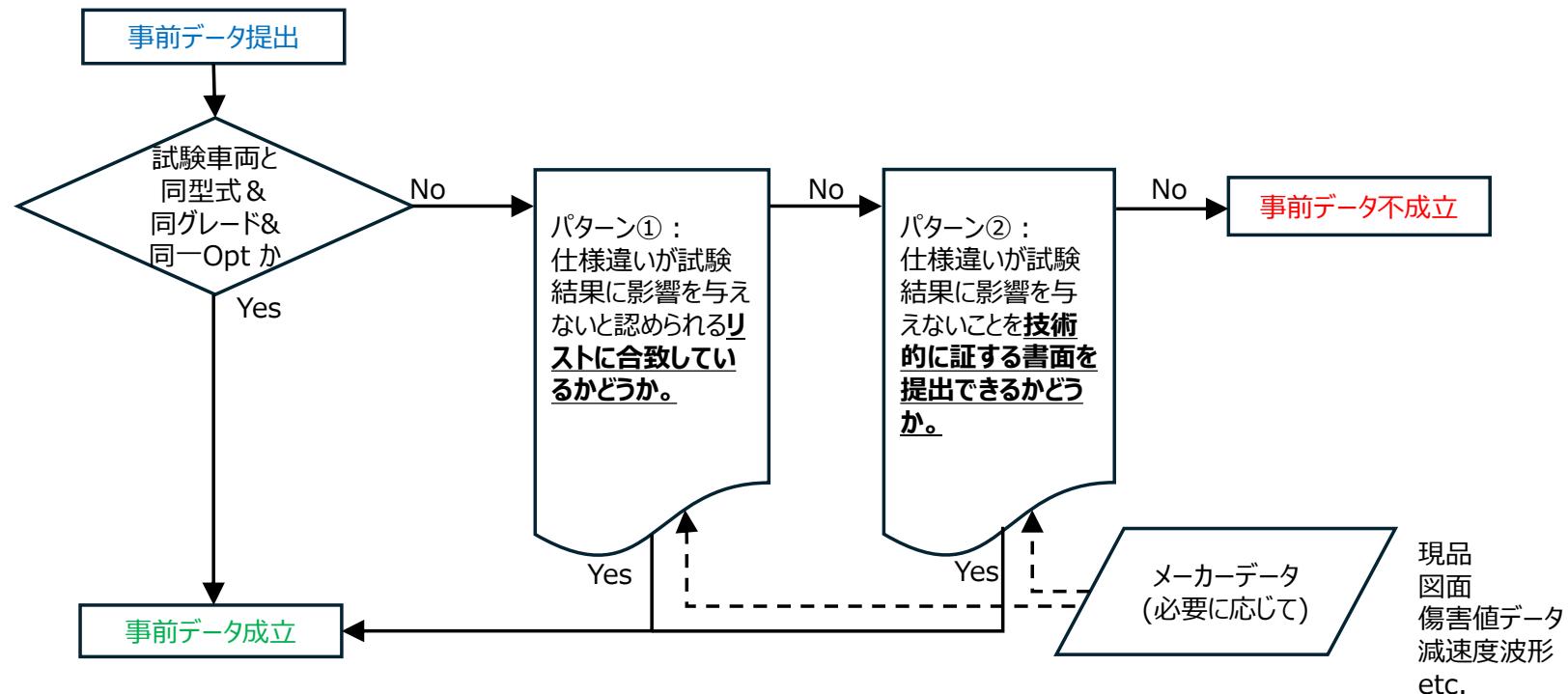
- 事前データにおける「試験車両と同型車（オプション装置の装備についても、試験車両と同様のものに限る）」の条件について、自動車製作業者等の事前データ取得の効率化を目的とし、同一仕様でない場合であっても、仕様違いが試験結果に影響は与えないことが技術的に証明されれば、事前データとして認めることとする。
- これを認めるにあたってのナスバの判断や運用は、次の【4. 判断基準】及び【5. 運用方法】のとおりとする。

【4. 判断基準】

- 事前データを取得する車両として、適切かどうかは、「仕様違いが試験結果に影響を与えないかどうか」で判断する。
- 実際の運用方法は、5. のとおり。

【5. 運用方法】

運用フローは次のとおり。



<解説>

- フロー図の最初の分岐点で、「No（試験車両の同一仕様ではない）」になった場合には、ナスバは、次の2パターンで「試験結果に影響を与えないかどうか」を判断するものとする。
 - パターン①：試験方法毎に仕様違いが試験結果に影響を与えないと認められる装備・仕様違いの範囲を列記した「リスト」（資料4-2参照）を作成した上で、このリストに基づき、事前データを取得する車両として、適切かどうかを判断する。
 - パターン②：上記リストに合致しない場合においては、自動車製作者等にあっては事前データを取得する車両と試験車両が、仕様違いが試験結果に影響を与えないことを技術的に証する書面を提出することとし、ナスバは当該書面をもって事前データを取得する車両として、適切かどうかを判断する。

【6. リストのリバイスにあたっての留意点】

- リストは、ナスバにおいて、必要に応じてリバイスしていく。
- 「自動車アセスメント」は、車両の安全性能そのものを評価するものである。このため、上記リバイスの際は、最低限条件のクリアを確認することを目的とした「認証」のような”ワーストケースで代表する”といった考え方ではなく、各試験毎に仕様違いが試験結果に影響を与えるか否か、という観点でリバイスを行うこととする。

【7. 実施細則及び各試験方法の改正案】

○独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則

改正案（イメージ）	現行
<p>(異議申し立ての範囲)</p> <p>第21条 自動車製作者等は、試験を実施する前に<u>機構が規定する試験方法</u>に基づき実施された社内試験の結果（以下「事前データ」という。）を機構に提出していた場合に限り、事前データの結果を基に次のいずれかの事由に該当する場合には異議申し立てを行うことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(事前データの提出)</p> <p>第27条 自動車製作者等は、<u>事前データ及び関連データ等を提出しようとするときは</u>、試験車両と同型車（オプション装置の装備についても、試験車両と同様のものに限る。）のものを提出しなければならない。ただし、<u>仕様違いが試験結果に影響を与えないことを技術的に証する書面を機構に提出し、かつ、機構が認めた場合には、試験車両と同型車でない車両による事前データ及び関連データ等を提出することができる。</u></p>	<p>(異議申し立ての範囲)</p> <p>第21条 自動車製作者等は、試験を実施する前に<u>試験方法に基づき実施された社内試験の結果（以下、「事前データ」という。）</u>を機構に提出していた場合に限り、事前データの結果を基に次のいずれかの事由に該当する場合には異議申し立てを行うことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(事前データの提出)</p> <p>第27条 自動車製作者等は、<u>第7章の異議申し立てを行うかどうかに問わらず</u>、試験車両と同型車（オプション装置の装備についても、試験車両と同様のものに限る。）の事前データ及び関連データ等を提出することができる。ただし、<u>機構が規定する試験方法で実施されている場合に限る。</u></p>

○衝突被害軽減制動制御装置【対歩行者：昼間】性能試験方法、他

改正案（イメージ）	現行
<p>付表3（自動車等アセスメント情報提供事業実施細則で定める事前データ用） <u>（※の文言を削る）</u></p>	<p>付表3（自動車等アセスメント情報提供事業実施細則で定める事前データ用） ※ <u>アセスメント試験車両と同型車（オプション装置の装備についても、試験車両と同様のものに限る）を機構が規定する試験方法で実施した試験結果以外は提出できないものとする。</u></p>